

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和8年3月31日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第36号
対象土地	三好市井川町辻251番 三好市井川町辻252番1
手続番号	令和7年第37号
対象土地	三好市井川町辻251番 三好市井川町辻252番2
手続番号	令和7年第38号
対象土地	三好市井川町辻252番3 三好市井川町辻252番2